

証券コード 4978
2020年8月12日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
株式会社リプロセル
代表取締役社長 横 山 周 史

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月27日(木曜日)午前10時
(午前9時より受付開始)
開催日が前回定時株主総会の日(2019年6月28日)に相当する日と著しく離れているのは、新型コロナウイルス感染症拡大により、日本における緊急事態宣言や連結子会社の所在する各国におけるロックダウンが発令され、当社グループにおいても全役職員や監査業務従事者の安全確保に十分な配慮をしながら決算・監査手続きを進めたことにより、決算・監査業務に遅延を余儀なくされたためであります。
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目7番8号
新横浜国際ホテル マナーハウス南館2階 チャーチル
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第18期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月26日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト

(<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年8月26日(水曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。(詳細は、4ページ・5ページをご参照ください。)

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://reprocell.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ◎ご出席される株主様向けのお土産をご用意ございませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://reprocell.co.jp/>）に掲載いたしますのでご確認ください。

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト（<https://reprocell.co.jp/>）に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承ください。また、お願い申し上げます（本定時株主総会当日の午後3時以降に掲載する予定です）。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、本定時株主総会への出席のほか、
以下の2つの方法がございます。

1 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2020年8月26日（水曜日）午後6時30分到着分まで

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2020年8月26日（水曜日）午後5時まで

詳細は、
次ページを
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



2	<p>議決権行使サイト へホーム ○○○株式会社 東京証券取引所有価証券 株主番号：123456789 発行日：20○○年○月○日 株主名：○○○○ 議決権数：100股</p> <p>1.会社情報に押し全て開示 2.議決権行使に関する資料を開示 ◆議決権行使に関する資料を開示 議決権行使について ご質問は、取締役会決議まで、投票受付を完了したものが有効となります。 インターネットと郵送の両方で開票された場合、開票受付順に開票処理を行います。 開票受付順に開票処理を行います。開票はインターネットからのご開票を優先いたします。 ①ご開票状況 ②まだご開票になっておりません。 ③投票受付日時 20○○年○月○日 17時00分</p>
----------	--

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

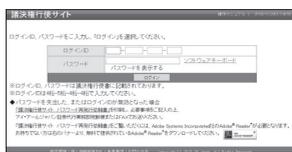
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書紙に記載のログインID、パスワードをご入力、「ログイン」を選択してください。



※携帯電話ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社の中核事業領域であるiPS細胞は、山中伸弥教授によるヒトiPS細胞の発明以降、世界中で研究が盛んに行われております。

最近では、iPS細胞を活用した病態解明や再生医療への応用など、実用的な研究開発が多く行われるようになりました。2017年には、希少難病の患者から作製したiPS細胞を活用して病態を解明し、新薬候補の治験へつなげた事例が報告され、さらに、再生医療に関しても、加齢黄斑変性、パーキンソン病に続き、当期には重症心筋症及び角膜疾患でも臨床研究/試験が開始されました。

当社では、前者のようにiPS細胞を病態解明や創薬研究に使用する事業を「研究支援事業」、後者の再生医療を「メディカル事業」と位置づけ、2つのセグメントに分け、推進しております。

研究支援事業では、大学/公的研究機関及び製薬企業等を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品及びiPS細胞作製受託などのサービスを提供しております。研究用途であるため、医薬品のような製造販売承認は必要とされず、新しい技術を比較的短期間で事業化し収益を上げることができる特長があり、現時点では、研究支援事業の売上が全体の90%以上を占めております。当社では、iPS細胞を中心とした幅広い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を保有しており、競争優位性の高い製品やサービスを世界中で展開し、短中期の収益の柱として推進しております。

一方、メディカル事業では、現在、脊髄小脳変性症を対象とした再生医療製品Stemchymal[®]（以下、ステムカイマル）及び、横断性脊髄炎及び筋萎縮性側索硬化症（ALS）を対象としたiPS神経グリア細胞の研究開発を進めております。2020年2月には、ステムカイマルの第II相臨床試験において、1例目の被験者への投与が開始されました。今後、早期の製造販売承認の取得を目指します。さらに、当期には安全性の高い臨床用iPS細胞の

受託作製サービスを新たに開始いたしました。今後、iPS細胞のプラットフォーム事業として積極的に拡大してまいります。

再生医療に関しては、上市までに臨床試験を行い、製造販売承認を取得する必要があるため、研究支援事業より事業化に時間が必要とされますが、日本では2014年の法改正により、世界で最も再生医療の産業化に適した環境が整いつつあります。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（通称 薬機法）」では、治験において安全性が確認され、有効性が推定された再生医療等製品に対して早期承認（条件・期限付き承認）を与えることが可能になりました。これにより、患者様に対して新たな治療機会を早期に提供すると共に、治験期間の短縮や治験費用の削減が期待できます。

また、経済産業省の報告書（「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備『根本治療の実現』に向けた適切な支援のあり方の調査」）によると、再生医療産業のグローバルでの市場規模は2030年で約5～10兆円となっており、今後、巨大市場に成長することが見込まれています。

このように、再生医療を中長期的な成長事業と位置づけ、早期の製造販売承認の取得を目指します。

短中期的な収益の柱である「研究支援事業」と、中長期的な成長事業である「メディカル事業」の両方を組み合わせることで、短期→中期→長期と、持続的な成長を目指します。

新型コロナウイルスの感染拡大が当期の後半から始まりました。日本では緊急事態宣言が出され、海外各国でもロックダウンの措置がなされるなど、一時的に大きな影響が出ましたが、現在は徐々に措置が緩和されています。当社の事業は、本質的に新型コロナウイルスの影響を受けるものではありませんが、ロックダウン等により、当期の後半に一時的な影響が出ております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,199百万円（前期比10.2%増）、営業損失は908百万円（前期781百万円の損失）、経常損失は891百万円（前期627百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,016百万円（前期601百万円の損失）となりました。

セグメントごとの詳細な当連結会計年度の成績に関しては、後述のセグメント別の業績にて記載いたします。

a. 研究支援事業

研究支援事業では、大学/公的研究機関及び製薬企業等の研究所を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品及びiPS細胞作製受託などの各種サービスを提供しております。最先端技術を集約した製品・サービスを上記研究機関に提供することで、最終的には画期的な新薬や治療法の開発に貢献してまいります。

現在、世界中の製薬企業では、動物愛護の観点や、ヒトと動物の種の違いによる試験結果の差といった問題点などから「動物実験からヒト細胞実験」への大きなシフトが進んでいます。今後、ヒト細胞実験が普及することで、これまで十数年かかっていた新薬開発のプロセスが大幅に短縮され、さらに、従来と比べて性能の高い新薬が開発できることが期待されています。中でもヒトiPS細胞はその中心的存在として注目を集めており、例えば、アルツハイマー病患者から作製したiPS細胞を研究で使うことで、アルツハイマー病の病態解明及び新薬開発が加速されると期待されています。

当社グループでは、第3世代RNAリプログラミング技術及び各種細胞への分化誘導技術など、ヒトiPS細胞に関する世界最先端の技術プラットフォームを保有しており、さらに、がん細胞やヒト組織を医療機関から調達する幅広いネットワークも保有しております。これら技術優位性の高い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を最大限活用することで、上記の「動物実験からヒト細胞実験」へのシフトを先取りした事業を進めております。具体的には、iPS細胞研究用の研究試薬類、患者の組織からiPSを作製する病態モデル細胞の作製、ヒト組織を用いた新薬の薬効薬理評価、ヒト生体試料のバンキングなどがあります。このように、ヒト細胞に関する最先端の製品・サービスを幅広く提供している点が当社の最大の強みになります。

この結果、売上高は1,120百万円（前期比20.0%増）、セグメント損失は12百万円（前期85百万円の利益）となりました。

b. メディカル事業

再生医療分野においては、ヒト体性幹細胞やヒトiPS細胞の臨床応用を目指した研究が世界中で盛んに行われており、将来、再生医療製品がグローバルで巨大産業に成長することが見込まれています。

特にiPS細胞は、体の様々な細胞に分化させることが可能であることから、有効な治療法のない難病に対する臨床応用に大きな期待が寄せられています。iPS細胞を医療に応用する場合の最大の技術課題は安全性の確保ですが、当社では、遺伝子変異リスクを最小化し、外来遺伝子やウイルス残存リスクのない、高品質で臨床応用に適したiPS細胞を作製する「RNAリプログラミング技術」を開発・保有しております。特に、遺伝子変異につながる染色体異常の発生する頻度は、他のiPS細胞作製法と比べて顕著に低いことが論文でも報告されており、現在最も臨床に適した最新のiPS細胞作製技術だと言えます。

メディカル事業では下記の再生医療製品の開発を進めております。

(a) 体性幹細胞製品 Stemchymal[®]

ヒト細胞加工製品ステムカイマルは台湾のSteminent Biotherapeutics Inc.（以下、ステミネント社）が開発した再生医療製品であり、当社は脊髄小脳変性症を対象とした日本における独占的商業ライセンス契約を有しております。

2020年2月には、国立学校法人名古屋大学において、第II相臨床試験の1例目の被験者への投与が開始されました。本治験ではステムカイマルを腕の血管から静脈注射（点滴）で投与します。

治験実施医療機関は日本国内10か所、組み入れ症例数計53例で、2021年12月の完了を予定しております。本治験では、「多施設共同、プラセボ対照、ランダム化、二重盲検、並行群間比較」という非常にエビデンスレベルが高いデザインを採用しております。今後、安全性と有効性について評価を行い、早期の製造販売承認の取得を目指します。なお、本治験は、これまで新型コロナウイルスの影響を受けることなく、スケジュール通り進んでおります。

台湾では、ステミネント社が第II相臨床試験を実施しており、すべての被験者への投与を完了し、現在、経過を観察中です。米国でも、ステムカイマルの治験計画届（IND）がFDAの承認を得ております。

また、日本では、2018年12月に厚生労働省による大臣承認を経て、希少疾病用再生医療等製品として指定されており、開発に係る経費の助成金（最大50%）、優遇税制措置、および優先審査等の支援措置を受けることができるようになっております。

脊髄小脳変性症は、小脳や脳幹、脊髄の神経細胞が変性してしまうことにより、徐々に歩行障害や嚥下障害などの運動失調が現れ、日常生活が

不自由となってしまう原因不明の希少疾患です。STEM細胞は同疾患による症状の進行抑制効果が期待されています。

当社では、病气と闘っている患者様へ少しでも早く新しい治療法が届けられるよう、本プロジェクトを積極的に推進してまいります。

(b) iPS神経グリア細胞製品

iPS細胞から神経グリア細胞を作製し、中枢神経系疾患に対するiPS細胞再生医療製品として開発を行っております。本プロジェクトを加速させるため、2018年4月に、米国Q Therapeutics Inc. (キューセラピューティクス、以下、Qセラ社) との間で合弁会社「株式会社MAGiQセラピューティクス」を設立いたしました。Qセラ社は中枢神経系の再生医療に特化したベンチャー企業であり、Qセラ社の創業者である、Mahendra Rao博士はアメリカ国立衛生研究所(NIH)再生医療センターの初代ディレクターも務めた、神経幹細胞の世界的に著名な研究者です。合弁会社では、当社のiPS細胞技術とQセラ社の中枢神経系の技術を組み合わせることで、iPS細胞神経グリア細胞の開発を加速してまいります。

また、2019年5月には、神奈川県が川崎市殿町地区に設置したライフイノベーションセンター (LIC) 内に再生医療用の細胞加工を行う「殿町・リプロセル再生医療センター」を開設し、現在、iPS細胞神経グリア細胞の治験用製品の製造の準備を進めております。

(c) 臨床用iPS細胞作製サービス

当社では、これまで創薬等の研究目的で使用される「研究用iPS細胞」の作製サービスを行ってまいりましたが、これまでの技術や経験を活かし、

2020年3月、「臨床用iPS細胞」の作製サービスを開始いたしました。当社は、日本、アメリカ、イギリスに研究開発拠点を有し、それぞれ豊富な経験を有する専門家が在籍しております。本サービスにおいては、顧客のニーズに基づき、各地域の規制に準じた臨床用iPS細胞をオーダーメイドで作製いたします。本サービスにて作製される臨床用iPS細胞は、臨床試験だけでなく製造販売承認取得後の再生医療製品の製造にも使用できます。

当社独自のRNAリプログラミング法では、リプログラミング因子であるRNAが核内のゲノムに組み込まれないため、予期せぬゲノム変異や腫瘍形成のリスクが低いという優位性があり、臨床应用到最適の技術と言えます。このRNAリプログラミング法を使用することにより、安全性のリスクを最小化した臨床用iPS細胞を作製いたします。

今後、日本、アメリカ、ヨーロッパ等のiPS細胞の再生医療を手がける製薬企業、バイオベンチャー、および大学等の公的研究機関を対象として、本サービスを幅広く展開してまいります。

また、メディカル事業では、これらの再生医療に加え、臓器移植に関連した臨床検査の受託サービスも行っております。当社の主力検査項目である臓器移植後の抗HLA抗体検査が2018年4月1日より保険収載となりました。当社の登録衛生検査所は、日本組織適合性学会により「認定組織適合性検査登録施設」へ認定されております。

この結果、売上高は79百万円（前期比48.6%減）、セグメント損失は183百万円（前期23百万円の損失）となりました。

なお、管理部門にかかる費用など各事業セグメントに配分していない全社費用が695百万円あります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は140百万円で、主として研究機器の購入に充てられたものです。

③ 資金調達状況

当連結会計年度中において実施いたしました資金調達で重要なものはありません。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

iPS細胞及び再生医療製品等の研究開発及び治験費用が収益に先行して発生する等の理由から、継続的に営業損失が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、当社グループの当連結会計年度末の現金及び預金残高は4,585百万円、短期的な資金運用を行っている有価証券が600百万円あり、財務基盤については安定しております。当該状況の解消を図るべく、グローバルな販売基盤を活用した販売促進を積極的に行っております。グループ経営体制の運営効率化のため、投資及びランニング費用を最小限に抑えつつ、地域特性に合わせた営業・マーケティング展開、営業面ならびに技術面での各社間の連携促進を進め、早期の黒字化を目指しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2017年3月期)	第 16 期 (2018年3月期)	第 17 期 (2019年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	1,257,812	926,255	1,088,527	1,199,909
経常損失(△)(千円)	△937,078	△935,047	△627,091	△891,792
親会社株主に帰 属する当期純損 失(△)	△911,664	△2,172,046	△601,424	△1,016,520
1株当たり当期 純損失(△)(円)	△15.68	△34.28	△8.79	△14.27
総 資 産(千円)	7,854,116	6,597,797	7,489,998	6,553,042
純 資 産(千円)	7,368,520	6,248,418	7,071,150	6,058,146
1株当たり純資産額(円)	120.87	97.76	99.50	84.76

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2017年3月期)	第 16 期 (2018年3月期)	第 17 期 (2019年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	374,068	405,179	491,919	428,601
経常損失(△)(千円)	△277,640	△291,823	△191,174	△563,659
当期純損失(△)(千円)	△278,851	△3,603,587	△213,338	△905,463
1株当たり当期 純損失(△)(円)	△4.80	△56.87	△3.12	△12.71
総 資 産(千円)	8,946,346	6,420,803	7,655,057	6,879,896
純 資 産(千円)	8,731,674	6,185,450	7,411,018	6,544,903
1株当たり純資産額(円)	143.23	96.78	104.28	91.69

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
REPROCELL USA Inc.	2,618万ドル (約2,849百万円)	100.0%	①ヒト生体試料のバンキング及び提供 ②iPS細胞向け研究試薬の製造・販売 ③iPS細胞による創薬支援サービス ④グループ各社製品の販売
REPROCELL Europe Ltd.	926万ポンド (約1,234百万円)	100.0%	①鮮度の高いヒト組織・臓器を活用した創薬支援サービス(CRO事業) ②3次元培養デバイスの開発・製造・販売 ③グループ各社製品の販売
RCパートナーズ株式会社	10百万円	100.0%	投資ファンドの運営・管理他
株式会社MAGiQセラピューティクス	28百万円	50.0%	幹細胞製品の開発及び商品化
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.	323百万ルピー (約471百万円)	100.0%	①クリニカルリサーチサービス ②バイオアナリシスサービス
Biorepository LLC	12万ドル (約13百万円)	50.0%	生体試料バンクの開設及び運営
Fox Chase Bioserve Pvt. Ltd.	7百万ルピー (約10百万円)	85.0%	インドでの生体試料バンクの開設及び運営

1. Fox Chase Bioserve Pvt. Ltd.は新規設立により新たに連結子会社となりました。
2. 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

(4) 対処すべき課題

1. 全社的課題

(1) 人材の確保・育成

当社の事業は新しい領域であり、技術及びビジネスの両面で、新しい取り組みが必要とされます。また、変化が非常に大きく、ビジネスもグローバル化しており、様々な局面への対応が求められます。企業の強さは最終的には「人材」であり「チーム」であると考えます。このため、当社ではポテンシャルの高い人材を確保し、当分野を牽引できるような優秀な人材に育成し、長期的に活躍できる場を提供してまいります。

(2) 技術革新への対応

iPS細胞は世界中で研究競争が行われており、短期間で技術革新が進んでいます。革新的な技術が開発された場合、既存技術は陳腐化し競争力を失います。このため、当社グループとしては、今後とも積極的に技術開発を推進し当分野のマーケットリーダーとなることを目指します。

技術開発については自社開発だけでなく、これまでと同様、大学、公的研究機関、民間企業との連携及び共同開発を中心に進めてまいります。さらに、当社グループは非常に幅広い「iPS技術プラットフォーム」を保有しており、これが競合との差別化要因となっています。今後、さらにグループ内での技術シナジーを追求し、新規製品・サービスの提供を進めてまいります。

(3) 新型コロナウイルスへの対応

2020年2月より、全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が始まりました。海外各国でロックダウンの措置がなされ、日本で緊急事態宣言が出されるなど、一時的に大きな影響が出ましたが、現在は徐々に措置が緩和されています。当社の事業は、本質的に新型コロナウイルスの影響を受けるものではないため、これまでの事業内容や成長戦略は変更せず継続してまいります。

但し、活動の方法や働き方に変更を求められる部分もあり、臨機応変に対応してまいります。例えば、当社ではこれまで、顧客訪問による営業を積極的に行っていましたが、現在は、ビデオ会議を多用しております。また、主要学会への出展の機会も減ったため、Webマーケティングに軸足を移し、認知度のアップとブランド力の強化を行っております。

2. セグメント別課題

(1) 研究支援事業

(a) 多様化する顧客ニーズへの対応

iPS細胞の研究は、これまで大学・公的研究機関における基礎研究が中心でしたが、近年、製薬企業やバイオテック企業における創薬研究及び再生医療研究に拡大しております。大学・公的研究機関では、研究用製品を購入し、自分たちで実験・研究を行うことが通常ですが、製薬企業やバイオテック企業では、研究の一部を外注することも多く、研究受託サービスの需要が拡大しています。研究受託サービスでは、多様な顧客ニーズに対応する必要があり、単一の技術だけでは、顧客ニーズに対応できず競争力を失う可能性が高いと言えます。

当社グループでは、製薬企業やバイオテック企業が多く存在する日本、米国、欧州の3拠点にそれぞれラボを構え、各地域の顧客ニーズに対応したサービスを提供しております。

技術的にも、多様な顧客ニーズに対応するために、ヒト細胞の調達、RNAリプログラミング法、遺伝子編集、及び様々な細胞への分化誘導など幅広い「iPS技術プラットフォーム」を有しております。これらの技術により、iPS細胞患者由来疾患モデル、iPS細胞遺伝子編集、iPS細胞からの各種分化誘導など、幅広いサービスを提供しております。

今後とも、当社グループでは、「iPS技術プラットフォーム」を拡大し、顧客ニーズに合わせた付加価値の高いサービスを提供してまいります。

(2) メディカル事業

(a) 再生医療製品ステムカイマルの早期承認

ステムカイマルは台湾のステミネント社が開発した再生医療製品であり、当社は脊髄小脳変性症を対象とした日本における独占的商業ライセンス契約を有しております。

2020年2月には、国立学校法人名古屋大学において、第II相臨床試験の1例目の被験者への投与が開始されました。本治験ではステムカイマルを腕の血管から静脈注射（点滴）で投与します。

治験実施医療機関は日本国内10か所、組み入れ症例数計53例で、2021年12月の完了を予定しております。本治験では、「多施設共同、プラセボ対照、ランダム化、二重盲検、並行群間比較」という非常にエビデンスレベルが高いデザインを採用しております。今後、安全性と有効性について評価を行い、早期の製造販売承認の取得を目指します。

また、ステムカイマルは、厚生労働省より、希少疾病用再生医療等製品として指定されているため、承認申請時に、優先審査を受けることができます。

(b) iPS細胞を用いた再生医療の早期実現

現在、iPS細胞の臨床応用における最大の技術課題として安全性の確保があげられています。これに対し、当社グループでは独自技術である第3世代RNAリプログラミング技術を用い、遺伝子変異リスクを最小化し、外来遺伝子やウイルス残存リスクのない安全性の高い臨床用iPS細胞の作製に成功しております。

また、今後、再生医療製品を製造するための設備・体制の整備も大きな課題となってきます。このため、当社は、2019年5月に、神奈川県が川崎市殿町地区に設置したライフイノベーションセンター（LIC）内に再生医療用の細胞加工を行う「殿町・リプロセル再生医療センター」を開設し、再生医療用製品の製造の準備を並行して進めております。

現在、このような課題に対処しながら、筋萎縮性側索硬化症（ALS）及び横断性脊髄炎を対象とするiPS神経グリア細胞の研究開発に取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	内容
研究支援事業	<p>研究支援事業では、大学/公的研究機関を主要顧客とする(1)研究用製品の製造販売と、製薬企業等が中心の(2)研究受託サービスを実施しています。</p> <p>(1)研究用製品</p> <p>研究用製品は研究試薬と細胞に分けられます。</p> <p>研究試薬：培養液、抗体、リプログラミング試薬、成長因子など、iPS細胞の研究に使用する試薬を販売しております。当社の研究試薬はiPS細胞に特化している点が特徴です。当社の初期製品である「Primate ES Cell medium」は、京都大学の山中教授が世界で初めてヒトiPS細胞の作製に成功した際に使用されていた培養液であり、その後、日本の研究者の間でスタンダードとなりました。</p> <p>細胞：REPROCELL USAでは、がん細胞、血液、血清など60万個のヒトの生体試料のバンクを保有しており、製薬企業を中心に研究用資材として提供しております。また、顧客ごとのカスタムコレクションも行っております。</p> <p>(2)研究受託サービス</p> <p>研究受託サービスでは、iPS細胞関連の受託サービスと、ヒトの生体試料を用いた創薬試験受託を実施しています。</p> <p>iPS細胞サービス：顧客ごとにカスタマイズし、付加価値の高いサービスを提供しております。iPS細胞患者由来疾患モデル、iPS細胞遺伝子編集、各種分化誘導など、技術難易度が高く付加価値の高いサービスを中心に実施しています。製薬企業では、これらのiPS細胞を創薬研究に利用することで、新薬研究が進められます。</p> <p>創薬試験受託：手術等で得られた余剰のヒトの組織を使って新薬候補化合物の薬効薬理試験を行っております。REPROCELL EuropeはGLP (Good Laboratory Practice: 医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を確保するための基準) に準拠した施設を保有しており、信頼性の高いサービスを実施しております。具体的には、皮膚組織を用いた乾癬やアトピーの薬効評価などを実施しています。</p>

事業内容	内容
<p>メディカル事業</p>	<p>メディカル事業では、(1)再生医療の研究開発と(2)臨床検査を行っております。</p> <p>(1)再生医療</p> <p>再生医療では、台湾のステミネント社から導入した再生医療製品ステムカイマルと、iPS細胞から作製するiPS神経グリア細胞の2つの再生医療製品の開発を行っております。</p> <p>ステムカイマル:脊髄小脳変性症を対象とした第II相臨床試験を実施しており、2020年2月には、国立学校法人名古屋大学において、第II相臨床試験の1例目の被験者への投与が開始されました。2021年12月の完了を予定しており、その後早期の製造販売承認の取得を目指します。なお、ステムカイマルは、腕の血管から静脈注射(点滴)で投与します。</p> <p>iPS神経グリア細胞:筋萎縮性側索硬化症(ALS)及び横断性脊髄炎を対象とした研究開発を進めております。現在、前臨床の段階であり、早期に臨床試験に進めるべく、再生医療用の細胞加工施設「殿町・リプロセル再生医療センター」を立ち上げております。</p> <p>(2)臨床検査</p> <p>臓器移植に関連した臨床検査の受託サービスを行っております。当社の主力検査項目である臓器移植後の抗HLA抗体検査が2018年4月1日より保険収載となりました。当社の登録衛生検査所は、日本組織適合性学会により「認定組織適合性検査登録施設」へ認定されております。</p>

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社 ・ 研 究 所	神奈川県横浜市
-------------	---------

② 子会社

REPROCELL USA Inc.	本社：米国 メリーランド州
REPROCELL Europe Ltd.	本社：英国 グラスゴー
R C パートナース株式会社	本社：神奈川県横浜市
株式会社MAGiQセラピューティクス	本社：神奈川県横浜市
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.	本社：インド テランガーナ州
Biorepository LLC	本社：米国 メリーランド州
Fox Chase Bioserve Pvt. Ltd.	本社：インド テランガーナ州

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
研究支援事業	78 (3) 名	5 (2) 名
メディカル事業	13 (1)	7 (0)
全社 (共通)	22 (4)	△1 (1)
合 計	113 (8)	11 (3)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34 (3) 名	4名増 (1)	32.5歳	2年9か月

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	80,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 71,406,891株 (自己株式26,250株を含む)
(注) 新株予約権の行使等により、発行済株式の総数は、340,500株増加しております。
- ③ 株主数 38,717名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 辻 憲 夫	1,000千株	1.40%
横 山 周 史	985	1.38
本 多 智 洋	945	1.32
コスモ・バイオ株式会社	570	0.79
野村信託銀行株式会社 (信託口)	444	0.62
株 式 会 社 S B I 証 券	428	0.59
荒 井 憲 一	353	0.49
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	350	0.49
岩 崎 篤 二	341	0.47
シ ュ ウ ハ イ キ	299	0.41

(注) 持株比率は自己株式 (26,250株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2011年6月29日
新株予約権の数		2,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 105,000株 (新株予約権1個につき50株) (注) 2、(注) 3
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,100円 (1株当たり 42円) (注) 2、(注) 3
権利行使期間		2014年4月21日から 2021年6月28日まで
行使の条件		(注) 1
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 55,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社（当社の子会社を含む）の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していること、あるいは、当社と顧問契約等を締結していることとし、当該地位を喪失した本新株予約権者の権利は失効する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める旨の書面による承認を事前に受けた場合は、この限りではない。
 - ②競業他社への就職、秘密保持義務への違背、その他就業規則等の違反による懲戒処分を受けた場合等、新株予約権者の行為が当社の利益に著しく反すると取締役会が認めた場合は、取締役会の決議により、直ちに当該新株予約権者に付与された新株予約権のすべてを失効させることができ、この決議以降当該新株予約権者は、本新株予約権の行使ができない。
 - ③本新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
 - ④新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。
 - ⑤新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨を書面で申出た場合には、放棄した日をもって本新株予約権を行使できない。
2. 2013年1月21日開催の取締役会決議により、2013年2月14日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 3. 2013年7月29日開催の取締役会決議により、2013年9月1日付で普通株式1株を5株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 山 周 史	REPROCELL USA Inc. Chairman, Director REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director RCパートナーズ(株) 代表取締役 (株)リプロキレート 取締役 (株)MAG i Qセラピューティクス 代表取締役
取締役 C F O	白 井 大 祐	REPROCELL USA Inc. Director REPROCELL Europe Ltd. Director RCパートナーズ(株) 取締役 (株)MAG i Qセラピューティクス 取締役
取 締 役	口 石 幸 治	(株)EXORPHIA 代表取締役社長
取 締 役	山 川 善 之	響きパートナーズ(株) 代表取締役社長 (株)デ・ウエスタン・セラピューティクス 研究所 社外取締役 (株)アドベンチャー 社外監査役 (株)カイオム・バイオサイエンス 社外監査役 ソレイジア・ファーマ(株) 社外監 査役
常 勤 監 査 役	鈴 木 正 宏	
監 査 役	串 田 隆 徳	令和税理士法人 パートナー (株)フォーデジット 社外取締役
監 査 役	浦 部 明 子	虎ノ門南法律事務所 パートナ ー弁護士 (株)IJTT 社外監査役 学校法人北里研究所 監事（非常勤）

- (注) 1. 取締役山川善之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木正宏氏、串田隆徳氏及び浦部明子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役鈴木正宏氏は、上場会社等の監査役の経験を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役串田隆徳氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役浦部明子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、ありません。
5. 当社は山川善之氏、鈴木正宏氏、申田隆徳氏、浦部明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (1)	45百万円 (3)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	11 (11)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	7 (4)	56 (14)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2003年2月14日開催の創立総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、この報酬額とは別枠にて、取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上表の報酬等の総額には取締役3名（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額14百万円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社代表取締役社長及び株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役、株式会社アドベンチャー社外監査役、株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役、ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役であります。当社と響きパートナーズ株式会社及び株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所、株式会社アドベンチャー、株式会社カイオム・バイオサイエンス、ソレイジア・ファーマ株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役申田隆徳氏は令和税理士法人パートナー、株式会社フォーデジット社外取締役であります。当社と令和税理士法人、株式会社フォーデジットとの間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役浦部明子氏は、虎ノ門南法律事務所パートナー弁護士、株式会社IJTT社外監査役、学校法人北里研究所の監事(非常勤)であります。当社と虎ノ門南法律事務所、株式会社IJTT、学校法人北里研究所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	山川善之	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、会社経営全般に関して豊富な経験と知見から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役	鈴木正宏	当事業年度に開催された取締役会14回全回及び監査役会14回全回に出席し、適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	申田隆徳	当事業年度に開催された取締役会14回全回及び監査役会14回全回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	浦部明子	当事業年度に開催された取締役会14回中13回及び監査役会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- 3.当社の重要な子会社のうち、REPROCELL USA Inc.については、Rosen, Sapperstein & Friedlander, LLC、REPROCELL Europe Ltd.については、Welsh Walker LLP、Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.については、Suresh Surana & Associates LLPの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、行動指針を制定し、これを遵守しております。
- ・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努めております。
- ・使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。
- ・内部監査担当部署は、経営管理部に設けられておりますが、内部監査担当者は、社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役及び会計監査人との連携に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規則、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会及び戦略会議にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、人々の健康福祉に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行っております。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの経営の基本方針及び基本ポリシーを具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と位置付け、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上並びに迅速な意思決定の追求に努めます。

(a) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行い、取締役会議事録及び重要事項の報告を義務付ける体制を確保します。

(b) 当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理し、リスクの軽減化を図る体制を確保します。

(c) 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、グループ中期経営計画を策定し、当該事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分を定めます。また、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保します。

(d) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することといたします。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の業務執行者からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものといたします。

- ⑧ 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社取締役及び使用人が当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、その他著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。

- (b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。また、当社グループの取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

- (c) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

・取締役会及び戦略会議、その他重要な社内会議に各監査役が出席し、その際、各監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、必要な報告及び情報提供に努めております。

・代表取締役と監査役は定期的に意見交換を行っております。

・監査役会は、会計監査人及び内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築しております。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。また、当社グループの取締役等及び使用人が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。

⑩ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時には、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査役が職務遂行に必要なと判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認めます。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

・取締役会は、取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取り締役会で報告しております。

・取締役会その他重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等も適切に管理しております。

- ・取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- ・監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ・内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

② 下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は下記の事項に起因して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するための決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用が不十分でした。

- ・経理実務担当者の退職により、適切な相互チェック・承認体制を整備するに足る人員が不足していること。

当社は、2020年2月、経理実務担当者が2名退職した後、直ちに他部門からの異動及び派遣社員の採用により、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用を適正にするために必要な人員体制の確保を行ったほか、経理実務担当者の新規採用活動も進めておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて社会経済活動が一時的に縮小傾向となる中、派遣社員の勤務が困難となり、また、新規採用活動にも支障が生じました。このような状況の中、社内の限られた人員により決算業務を実施いたしました。適切な経理・決算業務のために必要な相互チェック・承認体制を整備するに足る人員が事業年度末日時点で不足しており、適切な社内の人材による財務報告の体制を構築することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、経営管理部門への人材採用及び人材教育を強化することにより、決算財務報告プロセスを再構築し、翌事業年度においては適切な内部統制を整備し運用を図る方針です。

なお、上記、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映されています。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えしております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来、株主に対する剰余金配当等を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金配当等を検討する所存であります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,730,970	流動負債	406,941
現金及び預金	4,585,626	買掛金	75,243
売掛金	164,365	未払金	105,801
有価証券	600,000	未払法人税等	43,190
商品及び製品	83,791	前受金	86,827
仕掛品	11,553	賞与引当金	8,114
原材料及び貯蔵品	153,208	その他	87,763
その他	143,420	固定負債	87,953
貸倒引当金	△10,995	長期借入金	80,000
固定資産	822,071	繰延税金負債	345
有形固定資産	188,000	資産除去債務	7,380
建物及び構築物	94,560	その他	226
機械及び装置	84,353	負債合計	494,895
工具、器具及び備品	250,948	(純資産の部)	
減価償却累計額	△241,862	株主資本	6,166,850
無形固定資産	42,917	資本金	6,767,487
のれん	21,704	資本剰余金	7,619,355
その他	21,212	利益剰余金	△8,219,076
投資その他の資産	591,154	自己株式	△915
投資有価証券	537,578	その他の包括利益累計額	△116,280
その他	69,648	その他有価証券 評価差額金	△17,248
貸倒引当金	△16,072	為替換算調整勘定	△99,031
資産合計	6,553,042	非支配株主持分	7,576
		純資産合計	6,058,146
		負債純資産合計	6,553,042

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
製 品 売 上 高	656,062	
役 務 収 益	543,846	1,199,909
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	421,575	
役 務 原 価	303,625	725,201
売 上 総 利 益		474,707
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
研 究 開 発 費	454,756	
その他の販売費及び一般管理費	928,888	1,383,644
営 業 損 失		908,936
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,014	
補 助 金 収 入	63,556	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	13,208	
そ の 他	3,442	92,222
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	336	
為 替 差 損	40,905	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	33,836	
そ の 他	0	75,078
特 別 損 失		891,792
事 務 所 移 転 費 用	7,512	
減 損 損 失	115,879	123,391
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,015,183
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,933	
法 人 税 等 調 整 額	△807	2,125
当 期 純 損 失		1,017,309
非支配株主に帰属する当期純損失		789
親会社株主に帰属する当期純損失		1,016,520

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	6,718,920	7,572,342	△7,202,556	△915	7,087,791
当連結会計年度変動額					
新株の発行	48,566	48,566			97,133
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,554			△1,554
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,016,520		△1,016,520
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	48,566	47,012	△1,016,520	-	△920,941
当連結会計年度末残高	6,767,487	7,619,355	△8,219,076	△915	6,166,850

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他 の利益 累計額			
当連結会計年度期首残高	△11,805	△58,403	△70,209	52,380	1,187	7,071,150
当連結会計年度変動額						
新株の発行						97,133
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△1,554
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△1,016,520
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△5,442	△40,628	△46,071	△52,380	6,388	△92,062
当連結会計年度変動額合計	△5,442	△40,628	△46,071	△52,380	6,388	△1,013,003
当連結会計年度末残高	△17,248	△99,031	△116,280	-	7,576	6,058,146

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称
REPROCELL USA Inc.
REPROCELL Europe Ltd.
RCパートナーズ株式会社
株式会社MAGiQセラピューティクス
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.
Biorepository LLC
Fox Chase Bioserve Pvt. Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称
Cell Innovation Partners, L.P.
Cell Innovation Partners Limited
株式会社リプロキレート

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度から、Fox Chase Bioserve Pvt. Ltd.を子会社として新規設立したことにより、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちBiorepository LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額金は全部純資産直入法により処理しています。

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しています。

また、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～15年

機械及び装置 7～10年

工具、器具及び備品 2～15年

(b) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 10年

その他の無形固定資産 3～10年

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 71,406,891株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 26,250株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 155,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については金融機関借入や増資による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。有価証券は、格付けの高い企業の社債及び信託受益権で、安全性と流動性の高い金融商品であります。投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合等への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に発行体の決算報告書入手することで財務状況等を把握し対応しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金、未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,585,626	4,585,626	-
(2) 売掛金	164,365	164,365	-
(3) 有価証券	600,000	600,000	-
(4) 投資有価証券	88	88	-
資産計	5,350,080	5,350,080	-
(1) 買掛金	75,243	75,243	-
(2) 未払金	105,801	105,801	-
(3) 未払法人税等	43,190	43,190	-
(4) 長期借入金	80,000	80,000	-
負債計	304,235	304,235	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式等の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合等への出資	327,359
非上場株式	210,130

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

5. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
Bioserve Biotechno logies India Pvt. Ltd.	事業用資産	のれん その他無形固定資産 機械及び装置等	70,242 476 45,159

当社グループは、原則として、事業用資産については各グループ会社を基準としてグルーピングを行っています。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 84円76銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 14円27銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

当社グループは、固定資産の減損会計等において会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を当該会計上の見積りに反映するにあたり、営業収益等への影響が半年程度の期間にわたると仮定しております。新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,223,296	流動負債	247,266
現金及び預金	4,282,374	買掛金	41,682
売掛金	71,382	未払金	77,377
有価証券	600,000	未払費用	5,961
商品及び製品	54,669	未払法人税等	42,924
仕掛品	2,540	前受金	69,476
原材料及び貯蔵品	113,321	預り金	1,525
前渡金	12,626	賞与引当金	8,114
前払費用	39,091	その他	203
未収入金	26,105	固定負債	87,726
その他	30,795	長期借入金	80,000
貸倒引当金	△9,612	繰延税金負債	345
		資産除去債務	7,380
固定資産	1,656,599	負債合計	334,992
有形固定資産	74,761	(純資産の部)	
建物	57,498	株主資本	6,555,358
工具、器具及び備品	209,203	資本金	6,767,487
減価償却累計額	△191,940	資本剰余金	7,650,866
無形固定資産	21,212	資本準備金	7,204,144
その他	21,212	その他資本剰余金	446,722
投資その他の資産	1,560,625	利益剰余金	△7,862,080
投資有価証券	345,100	その他利益剰余金	△7,862,080
関係会社株式	1,051,961	繰越利益剰余金	△7,862,080
関係会社長期貸付金	108,830	自己株式	△915
関係会社未収入金	29,678	評価・換算差額等	△10,455
その他	25,055	その他有価証券 評価差額金	△10,455
資産合計	6,879,896	純資産合計	6,544,903
		負債純資産合計	6,879,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
製 品 売 上 高	277,008	
役 務 収 益	151,593	428,601
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	237,403	
役 務 原 価	68,960	306,364
売 上 総 利 益		122,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
研 究 開 発 費	310,395	
そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	376,074	686,469
営 業 損 失		564,232
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,998	
有 価 証 券 利 息	4,413	
補 助 金 収 入	38,747	
そ の 他	9,001	60,160
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	320	
為 替 差 損	37,155	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	22,111	59,587
そ の 他	0	
経 常 損 失		563,659
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	339,440	339,440
税 引 前 当 期 純 損 失		903,099
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,434	
法 人 税 等 調 整 額	△69	2,364
当 期 純 損 失		905,463

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
当期首残高	6,718,920	7,155,577	446,722	7,602,299	△6,956,616	△6,956,616	△915	7,363,689
当期変動額								
新株の発行	48,566	48,566		48,566				97,133
当期純損失(△)					△905,463	△905,463		△905,463
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	48,566	48,566	-	48,566	△905,463	△905,463	-	△808,330
当期末残高	6,767,487	7,204,144	446,722	7,650,866	△7,862,080	△7,862,080	△915	6,555,358

	評価・換算差額等		新株予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,050	△5,050	52,380	7,411,018
当期変動額				
新株の発行				97,133
当期純損失(△)				△905,463
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,404	△5,404	△52,380	△57,784
当期変動額合計	△5,404	△5,404	△52,380	△866,115
当期末残高	△10,455	△10,455	-	6,544,903

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法)により原価を算定しております。

また、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)、特許権については主として3年で償却しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	42,136千円
短期金銭債務	948千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	40,689千円
仕入高	21,883千円
営業取引以外の取引高	9,005千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	26,250株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	2,483
未払事業税	12,753
資産除去債務	2,258
棚卸資産評価損	3,175
株式報酬費用	10,722
繰越欠損金	560,411
関係会社株式評価損	1,561,562
その他	324
繰延税金資産小計	2,153,691
評価性引当額	△2,153,691
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債	(単位：千円)
資産除去債務に対応する除去費用	△345
繰延税金負債合計	△345
繰延税金負債の純額	△345

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	REPROCELL Europe Ltd.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	増資の引受 (注) 1	210,855	—	—
子会社	株式会社 MAGiQ セラピュー ティクス	所有 直接 50%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	—	関係会社 長期貸付金	108,830

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
2. 資金貸付の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 91円69銭
(2) 1株当たりの当期純損失 12円71銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月9日

株式会社リプロセル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リプロセルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リプロセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月9日

株式会社リプロセル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リプロセルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況が不十分であったため、財務報告にかかる内部統制について開示すべき重要な不備があり有効ではありませんが、取締役はその改善方針を提示しており、また当期の計算書類及びその附属明細書の適正性に影響は生じておりません。その他には、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人太陽有限責任監査法人から、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備があり有効ではないことを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

2020年7月15日

株式会社リプロセル 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 鈴木 正 宏 ㊟

社 外 監 査 役 串 田 隆 徳 ㊟

社 外 監 査 役 浦 部 明 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 株 式 の 数
1	よこ やま ちか ふみ 横 山 周 史 (1968年4月20日)	1996年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1997年8月 住友スリーエム株式会社入社 2004年7月 当社入社 2004年10月 当社 取締役就任 2005年11月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2014年2月 RCパートナーズ株式会社 代表取締役就任（現任） 2016年7月 REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director就任（現任） 2016年9月 REPROCELL USA Inc. Chairman, Director就任（現任） 2016年11月 株式会社リプロキレート 取締役就任（現任） 2019年6月 株式会社MAGiQセラピューティクス 代表取締役就任（現任）	985,950株
2	うす い だい すけ 臼 井 大 祐 (1973年10月21日)	1997年5月 日本油脂株式会社入社 2003年10月 HOYA株式会社入社 2015年9月 当社入社 2016年6月 当社 取締役就任（現任） RCパートナーズ株式会社取締役就任（現任） 2016年7月 REPROCELL Europe Ltd. Director就任（現任） 2016年9月 REPROCELL USA Inc. Director就任（現任） 2019年12月 株式会社MAGiQセラピューティクス 取締役就任（現任）	64,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
3	やま かわ よし ゆき 山 川 善 之 (1962年8月21日)	1986年 4月 日本生命保険相互会社入社 1995年 9月 イノテック株式会社入社 企画室 長就任 2001年 9月 株式会社そーせい（現そーせいグ ループ株式会社）入社 経営企画 部長就任 2004年 9月 同社 代表取締役副社長就任 2006年12月 響きパートナーズ株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 2007年 6月 株式会社ユナイテッドアローズ 社外監査役就任 2008年 6月 当社 社外取締役就任（現任） 2010年 3月 株式会社デ・ウエスタン・セラピ テクス研究所 社外取締役就任 （現任） 2014年 2月 株式会社アドベンチャー 社外監 査役就任（現任） 2015年 5月 プレシジョン・システム・サイエ ンス株式会社 社外監査役就任 2019年 3月 株式会社カイオム・バイオサイエ ンス 社外監査役就任（現任） 2020年 3月 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役就任（現任）	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山川善之氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及びその職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社経営全般に関して豊富な経験を有しており、その経歴と経験を活かして当社の経営全般に助言をいただくことで、在任期間中の当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 山川善之氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年2カ月となります。
4. 当社は、山川善之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山川善之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る の 社 式 株 数
1	しば た ち ひろ 柴 田 千 尋 (1983年12月6日)	2006年3月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2009年9月 公認会計士登録 2011年2月 アクサ生命保険 入社 2018年6月 公認情報システム監査人登録 2019年10月 神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員（現任） 2020年4月 横浜市外郭団体等経営向上委員（現任） 2020年5月 公認会計士柴田千尋事務所設立 同所所長（現任）	一株
2	くし だ たか のり 申 田 隆 徳 (1977年1月12日)	2004年12月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2009年6月 公認会計士登録 2014年2月 税理士登録 2014年4月 株式会社ソーシャルクッション設立 取締役就任 2016年9月 令和税理士法人 入所（現任） 2017年6月 当社 監査役就任（現任） 2019年3月 株式会社フォーデジット 社外取締役就任（現任）	一株
3	むら い よし ゆき 村 井 良 行 (1964年3月17日)	1991年4月 山之内製薬株式会社 入社 2001年6月 株式会社ジャフコ 入社 2011年3月 スマートナレッジ設立 代表就任（現任）	一株

(注) 1. 柴田千尋氏、申田隆徳氏及び村井良行氏は、社外監査役候補者であります。3名を社外監査役候補者及びその職務を適切に遂行できるものと判断した理由は次のとおりであります。

- ①柴田千尋氏は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、監査法人における経歴や金融機関において内部監査に関与した経験を有していることから、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材

であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。②申田隆徳氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、監査法人としての経歴や直接会社経営に関与した経験を有していることから、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、在任期間中の当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- ③村井良行氏は、メディカル業界及び金融業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
2. 柴田千尋氏の戸籍上の氏名は、坂本千尋であります。
 3. 申田隆徳氏は、現に当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年2か月となります。
 4. 当社は、申田隆徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 5. 柴田千尋氏及び村井良行氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 6. 当社は、申田隆徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 7. 柴田千尋氏及び村井良行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には独立役員として指定する予定であります。

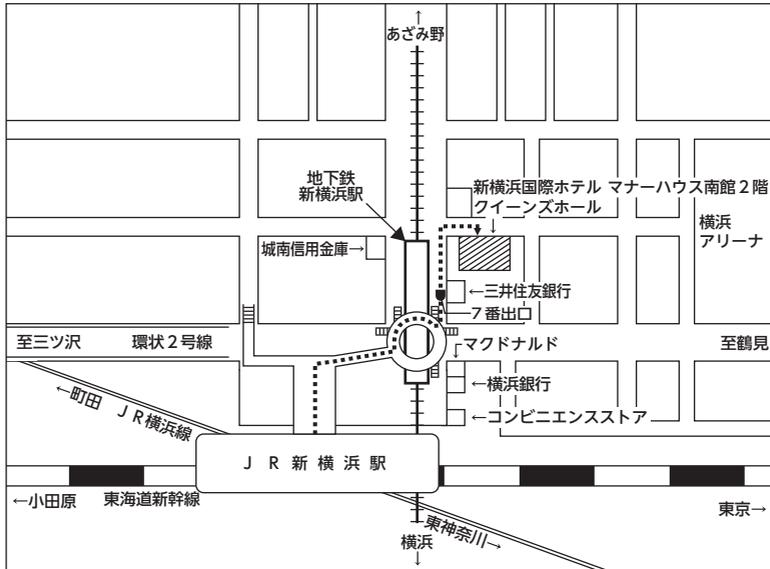
以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目7番8号
新横浜国際ホテル マナーハウス南館2階
チャーター
TEL 045-474-0766



ご利用いただく交通機関

J R 「新横浜駅」・北口より歩行者デッキを利用し徒歩3分
横浜市営地下鉄「新横浜駅」7番出口より徒歩1分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。